

## VI 看護職が関与している業務

この章では、事業所において看護職が関与している産業保健業務の主なものについて概観する。

従業員の一般健康診査は、労働安全衛生法第66条に基づきどの事業所でも実施されているが、**表57**は、その一次検診結果の本人への知らせ方を示している。全員に知らせるところが76%、うち「問題のある人には直接本人に説明し、他は文書で」知らせるところが57%を占めている。

ほとんどの職場（848, 91%）では、説明する対象者の範囲に差はあれ、検診結果を本人に説明している。その際説明を行う職種は、**表58**に示すとおりである。事業所・職場の種類による差がかなりあるが、その差は産業医及び看護職の配置の違いによる。ちなみに、常勤の産業医がいるところでは80%、産業医が非常勤の場合67%の職場で医師が説明を行っている。また保健婦、看護婦ともにいるところでは、保健婦、看護婦は各々83%、53%の職場で説明を行っている。また保健婦がいて看護婦がいないところでは、99%の職場で保健婦が説明を行い、保健婦がおらず看護婦のいるところでは、83%の職場で看護婦が説明を行っている。看護職としては准看護婦のみのところでは、85%の職場で准看護婦が説明を行っている（表は略）。

要精検者に対し看護職が行っている働きかけは、**表59**のとおりである。「一次検診の結果を説明し、精検の受診をすすめる」、「精検の結果を把握する」はほとんどの事業所で行っているが、「精検の受診先などの相談に応じる」、「精検の未受診者を把握し、受診をすすめる」はやや実施率が低くなり、事業所・職場の種類による格差もみられる。「総合健保」、「官公庁」は実施率が低く、「企業・単一健保（産業保健を主とする診療所・医務室）」の実施率が最も高い。

**表60**は、看護職がかかわっているものに限って、健康教育・衛生教育の実施状況を問うた結果である。「成人病予防に関するもの」はほとんどの事業所で実施しているが、「メンタルヘルスに関するもの」、「健康増進に関するもの」は6～7割の実施率である。「労働安全衛生に関するもの」は3割に留まっているが、事業所としては実施していても看護職はかかわっていない場合もあるためと思われる。

事業所・職場の種類別にみると、「企業・単一健保（健康管理センター又は病院）」及び「同（健康管理室など）」は全般的に実施率が高く、「同（診療活動を主とする診療所・医務室）」はどれについても実施率が最も低い。「官公庁」は他と比べ「メンタルヘルスに関するもの」のみ実施率が高い（**表60**）。なお、「技能工・生産工程作業」者の多い事業所では「労働安全衛生に関するもの」の実施率が他より高く（45%）、「運輸・通信」従事者の多い事業所では「健康増進に関するもの」の実施率が他と比べ高い（86%）。また、従業員の平均年齢が38～39才の事業所において、「メンタルヘルスに関するもの」の実施率が70%と高い（表は略）。

**表61**は、従業員からの、健康に関する相談に対応するための方策について問うた結果である。相談窓口を「常時開設」が71%、「定期的に開設」が15%、「職場巡回時開設」が36%であるが、このうち、「常時開設」しつつ、あわせて「職場巡回時」開設しているところが34%（312）。

「常時開設」しておらず、そのかわり「定期的」または「職場巡回時」開設しているところが17% (158) である。

事業所・職場の種類別にみると、「企業・単一健保（健康管理センター又は病院）」及び「同（健康管理室など）」では、8割近くは窓口を「常時開設」しており、あわせて「職場巡回時」にも相談窓口を設けているところが少なくない。他方「企業・単一健保（総務・人事部(課)）」及び「総合健保」では、「常時開設」はほぼ半数に留まっている（表61）。ちなみに、「企業・単一健保」に限って正職員の看護職がいるか否かによる差をみてみると、「常時開設」は正職員がいる職場では77% (408)、正職員がいない場合65% (135) とやや差はあるとはいえ、正職員がいるか否かは決定的な要因ではない（表は略）。

表62は、病気を持ちながら働いている従業員の職場適応に関連し、看護職として行っていることを問うた結果である。本人に対する援助としては、「本人からの相談に応じる」ところは多いが、本人の方から相談に来るのを待つだけでなく、「連絡をとって面接を行う」あるいは「本人の適応状況を時々見に行く」ところまで行うのは、各々53%、37%に留まっている。また病気を持ちながらの就労に関しては、「本人の上司から相談をうける」が64%であるのに対し、本人の立場に立って「就労条件の変更を提言する」は41%に留まっている。

これら従業員の職場適応に関連した看護職の働きかけは、「企業・単一健保（健康管理室など）」、次いで「同（総務・人事部(課)）」において実施率が高く、「同（診療活動を主とする診療所・医務室）」次いで「官公庁」、「総合健保」において実施率が低い。

表63は、病気がある従業員の就労のさせ方について相談をうけたり、就労条件の変更について提言した時、看護職の助言、提言は尊重されていると思うかどうか問うた結果である。「尊重されている」という回答は、「企業・単一健保（健康管理室など）」で最も高く、「同（診療活動を主とする診療所・医務室）」、「官公庁」で低い。

病気がある従業員からの「相談に応じる」、または「面接を行う」ことがあるのは91% (844) であるが、図1は、その際の相談内容について問うた結果である。相談に応ずることが多いのは、「病気についての知識、療養法、食事療法」、次いで「医療機関についての情報や紹介」である。

特に異常が認められない、または治療を必要としない所見の従業員からの相談については、99% (914) が「応じている」と答えているが、図2は、その際の相談内容について問うた結果である。相談されることが多いのは、「健康診断に関すること」、「受診・受療していない自覚症状について」、「医療機関についての情報や紹介」と、病気の不安にからんだことがらであり、次いで「食事や栄養について」、「健康法や日常の生活習慣に関すること」と、健康増進に関する項目である。

これらの相談が持ち込まれるのは、従業員がこれらのことについて不安や関心があるばかりでなく、看護職に対応してもらえそうだと考えるためといえよう。従って相談が持ち込まれるか否かは、看護職の側の関心や能力あるいは相談窓口の設定の仕方などをも反映しており、看護職の個人的背景や職場による差がみられる。この点については第2部で述べる。

次に職場巡視についてみてみよう。表64は、看護職による職場巡視として何を行っているか

を問うた結果である。実施率が高いのは「健康上問題のある従業員の業務内容や適応状況の把握」であり、次いで「作業環境の観察」である。「環境測定の実施」や「保護具の着用状況のチェックと指導」は実施率が低い、その必要がなかったり、実施していても看護職が関与していないところも多いためと思われる。

事業所・職場の種類別にみると、全般的にみて「企業・単一健保（健康管理室など）」において実施率が高く、「同（診療活動を主とする診療所・医務室）」、「総合健保」、「官公庁」の実施率は低い。また従業員の主な仕事別にみると、「運輸・通信」は他と比べ、「作業環境の観察」、「健康上問題のある従業員の作業内容や適応状況の把握」の比率が高く、「技能工・生産工程作業」では「作業環境の観察」、「作業態様の観察と指導」、「保護具の着用状況のチェックと指導」の比率が高い。また「サービス職業」で「作業環境の観察」の比率が高い（表65）。

表66は、作業環境、作業条件について看護職から提言した事があるか否か、その結果改善がはかられたか否かを問うたものである。全体では、42%が提言を行い、そのうち36%が「提言し改善された」経験があるとしている。「提言し改善された」とする回答の比率が高いのは、「企業・単一健保（健康管理室など）」、次いで「同（健康管理センター又は病院）」である。その他の職場では、「提言したことはない」という回答が半数を超えている。

以上看護職が関与している業務全体を通してみると、概して従業員の健康問題を、労働をとりまく環境や条件との関係でとらえ、働きかける活動よりも、従業員個人への対応の方に傾斜しているといえる。それは1つには、成人病や精神衛生上の問題など、労働と関係があるとしてもその因果関係が明確ではなく、むしろ個人々の私生活のあり方と切り離せない疾病が増加しているためであろう。しかし労働をとりまく環境や条件に問題がなくなった訳ではないが、そのことに取り組むには、看護職の組織上の位置づけが低いこと、権限がないこと、職場の上層部や周囲が産業保健に積極的でないことなどがネックとなっている現状も無視できない（職場における看護職の責任と権限についての自由記述の回答に、このことについてふれたものが多くみられた。第Ⅷ章参照）。

いずれにせよ、看護職が担う業務は、従業員の健康上のニーズ、看護職に対する事業所の期待の中味、看護職員の位置づけ、看護職員自身の意欲や能力などの要因がからんで、事業所ごとに異なる様相を呈しているものと思われる。

表57 一般健康診査の一次検診結果の本人への知らせ方

	実数	%	
全員に知らせる	直接本人に説明する。	108	11.7
	問題のある人には、直接本人に説明し他は文書で。	530	57.4
	文書のみ。	67	7.2
問題のある人のみ知らせる	直接本人に説明する。	47	5.1
	直接本人あるいは文書で。	110	11.9
	文書のみ。	5	0.5
健診実施機関から本人に知らされる	健診実施機関に委せている。	6	0.6
	問題のある人には、こちらでも重ねて説明する。	26	2.8
その他	特に知らせていない。	2	0.2
	その他	9	1.0
無回答		15	1.6
計	925	100.0	

表58 検診結果の説明は誰がするか（複数回答）、事業所・職場の種類別

	医師	保健婦	看護婦	准看護婦	その他	計
企業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	69 (85.2)	50 (61.7)	37 (45.7)	7 ( 8.6)	4 ( 4.9)	81 (100.0)
企業・単一健保 (健康管理室など)	180 (67.9)	118 (44.5)	144 (54.3)	21 ( 7.9)	12 ( 4.5)	265 (100.0)
企業・単一健保 (産業保健を主とする 診療所・医務室)	114 (78.6)	45 (31.0)	86 (59.3)	21 (14.5)	0 ( 0.0)	145 (100.0)
企業・単一健保 (診療活動を主とする 診療所・医務室)	76 (78.4)	9 ( 9.3)	54 (55.7)	21 (21.6)	3 ( 3.1)	97 (100.0)
企業・単一健保 (総務・人事部(課))	35 (53.8)	31 (47.7)	29 (44.6)	7 (10.8)	1 ( 1.5)	65 (100.0)
総合健保	24 (45.3)	28 (52.8)	16 (30.2)	6 (11.3)	2 ( 3.8)	53 (100.0)
官公庁	43 (59.7)	44 (61.1)	22 (30.6)	3 ( 4.2)	3 ( 4.2)	72 (100.0)
その他及び無回答	43 (61.4)	36 (51.4)	30 (42.9)	11 (15.7)	5 ( 7.1)	70 (100.0)
計	584 (68.9)	361 (42.6)	418 (49.3)	97 (11.4)	30 ( 3.5)	848 (100.0)

表59 要精検者への働きかけ（複数回答）、事業所・職場の種類別

	特に何もして いない	一次検診の結果を説明し、 精検の受診を すすめる	精検の受診先 などの相談に 応じる	精検の未受診 者を把握し、 受診をすすめ る	精検の結果を 把握する	回 答 者 数
企 業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	0 (0.0)	80 (90.9)	57 (64.8)	75 (85.2)	79 (89.8)	88 (100.0)
企 業・単一健保 (健康管理室など)	2 (0.7)	262 (92.3)	218 (76.8)	238 (83.8)	250 (88.0)	284 (100.0)
企 業・単一健保 (産業保健を主とす る診療所・医務室)	0 (0.0)	146 (96.1)	128 (84.2)	130 (85.5)	134 (88.2)	152 (100.0)
企 業・単一健保 (診療活動を主とす る診療所・医務室)	0 (0.0)	90 (86.5)	66 (63.5)	79 (76.0)	81 (77.9)	104 (100.0)
企 業・単一健保 (総務・人事部(課))	0 (0.0)	62 (88.6)	55 (78.6)	57 (81.4)	62 (88.6)	70 (100.0)
総 合 健 保	1 (1.6)	53 (86.9)	33 (54.1)	44 (72.1)	46 (75.4)	61 (100.0)
官 公 庁	1 (1.2)	67 (80.7)	51 (61.4)	54 (65.1)	67 (80.7)	83 (100.0)
その他及び無回答	2 (2.6)	72 (94.7)	56 (73.7)	61 (80.3)	65 (85.5)	76 (100.0)
計	6 (0.7)	832 (90.6)	664 (72.3)	738 (80.4)	784 (85.4)	918 (100.0)

表60 健康・衛生教育の実施（複数回答）、事業所・職場の種類別

	成人病予防 に関するもの	メンタルヘルスに 関するもの	健康増進に 関するもの	労働安全衛 生に関する もの	そ の 他	行っていない。又は看護職はかかわっているものはない	回 答 者 数
企 業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	79 (90.8)	58 (66.7)	67 (77.0)	33 (37.9)	7 (8.0)	7 (8.0)	87 (100.0)
企 業・単一健保 (健康管理室など)	261 (92.2)	178 (62.9)	221 (78.1)	98 (34.6)	15 (5.3)	10 (3.5)	283 (100.0)
企 業・単一健保 (産業保健を主とす る診療所・医務室)	131 (87.9)	92 (61.7)	100 (67.1)	48 (32.2)	3 (2.0)	13 (8.7)	149 (100.0)
企 業・単一健保 (診療活動を主とす る診療所・医務室)	74 (74.7)	38 (38.4)	54 (54.5)	17 (17.2)	0 (0.0)	22 (22.2)	99 (100.0)
企 業・単一健保 (総務・人事部(課))	70 (100.0)	36 (51.4)	52 (74.3)	23 (32.9)	2 (2.9)	0 (0.0)	70 (100.0)
総 合 健 保	56 (90.3)	29 (46.8)	43 (69.4)	14 (22.6)	1 (1.6)	6 (9.7)	62 (100.0)
官 公 庁	73 (91.3)	54 (67.5)	51 (63.8)	19 (23.8)	3 (3.8)	5 (6.3)	80 (100.0)
その他及び無回答	69 (89.6)	39 (50.6)	53 (68.8)	25 (32.5)	2 (2.6)	4 (5.2)	77 (100.0)
計	813 (89.6)	524 (57.8)	641 (70.7)	277 (30.5)	33 (3.6)	67 (7.4)	907 (100.0)

昭和63年 産業看護活動実態調査

表61 相談窓口の開設（複数回答）、事業所・職場の種類別

	常 時	定期的に	職場巡回時	そ の 他	特に方策はい な	回 答 者 数
企 業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	69 (78.4)	10 (11.4)	38 (43.2)	11 (12.5)	5 ( 5.7)	88 (100.0)
企 業・単一健保 (健康管理室など)	226 (79.3)	43 (15.1)	109 (38.2)	31 (10.9)	7 ( 2.5)	285 (100.0)
企 業・単一健保 (産業保健を主とす る診療所・医務室)	118 (77.6)	12 ( 7.9)	38 (25.0)	21 (13.8)	11 ( 7.2)	152 (100.0)
企 業・単一健保 (診療活動を主とす る診療所・医務室)	72 (69.2)	8 ( 7.7)	15 (14.4)	16 (15.4)	15 (14.4)	104 (100.0)
企 業・単一健保 (総務・人事部(課))	35 (50.7)	20 (29.0)	34 (49.3)	7 (10.1)	3 ( 4.3)	69 (100.0)
総 合 健 保	33 (53.2)	19 (30.6)	29 (46.8)	6 ( 9.7)	5 ( 8.1)	62 (100.0)
官 公 庁	53 (63.9)	9 (10.8)	41 (49.4)	9 (10.8)	8 ( 9.6)	83 (100.0)
その他及び無回答	47 (61.0)	17 (22.1)	28 (36.4)	15 (19.5)	3 ( 3.9)	77 (100.0)
計	653 (71.0)	138 (15.0)	332 (36.1)	116 (12.6)	57 ( 6.2)	920 (100.0)

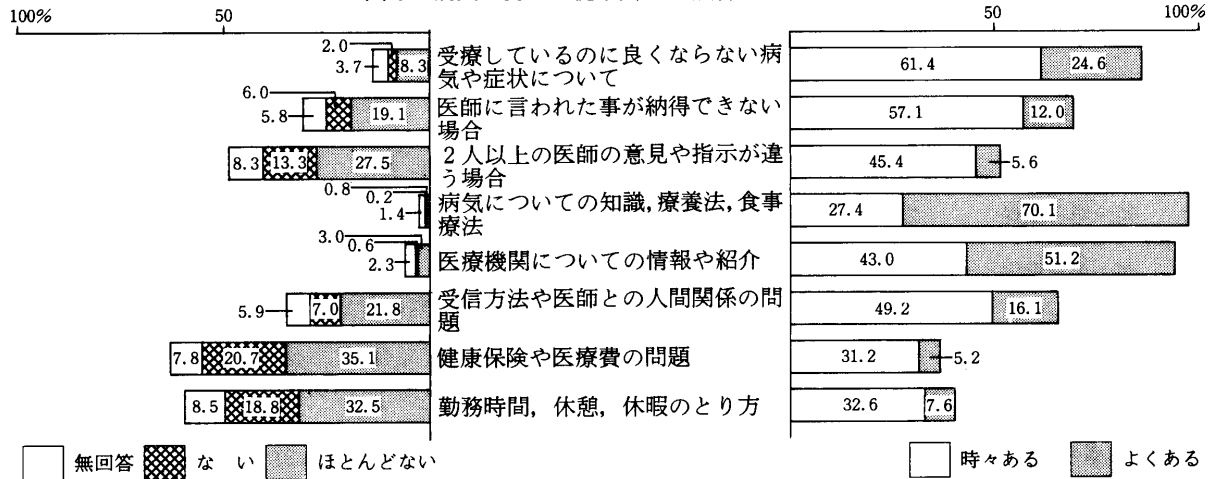
表62 病気を持った従業員への働きかけ（複数回答）、事業所・職場の種類別

	特に何も していない	本人から の相談に 応じる	連絡をと って面接 を行う	本人の 応状況を 時々見 に行く	就労のさ せ方につ いて相談 をうける	就労条件 の変更につ いて提 言する	医師の指 示、情報 を本人や 上司に提 供する	そ の 他	回 答 者 数
企 業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	4 ( 4.5)	74 (84.1)	51 (58.0)	28 (31.8)	55 (62.5)	35 (39.8)	62 (70.5)	1 ( 1.1)	88 (100.0)
企 業・単一健保 (健康管理室など)	2 ( 0.7)	251 (88.4)	174 (61.3)	147 (51.8)	204 (71.8)	147 (51.8)	212 (74.6)	8 ( 2.8)	284 (100.0)
企 業・単一健保 (産業保健を主とす る診療所・医務室)	1 ( 0.7)	122 (81.9)	80 (53.7)	52 (34.9)	98 (65.8)	68 (45.6)	118 (79.2)	2 ( 1.3)	149 (100.0)
企 業・単一健保 (診療活動を主とす る診療所・医務室)	7 ( 6.9)	81 (80.2)	24 (23.8)	22 (21.8)	50 (49.5)	18 (17.8)	65 (64.4)	2 ( 2.0)	101 (100.0)
企 業・単一健保 (総務・人事部(課))	2 ( 2.8)	60 (84.5)	43 (60.6)	36 (50.7)	45 (63.4)	37 (52.1)	56 (78.9)	1 ( 1.4)	71 (100.0)
総 合 健 保	5 ( 8.1)	49 (79.0)	32 (51.6)	10 (16.1)	34 (54.8)	19 (30.6)	33 (53.2)	1 ( 1.6)	62 (100.0)
官 公 庁	7 ( 8.4)	66 (79.5)	33 (39.8)	16 (19.3)	45 (54.2)	25 (30.1)	46 (55.4)	0 ( 0.0)	83 (100.0)
その他及び無回答	2 ( 2.6)	69 (89.6)	44 (57.1)	26 (33.8)	54 (70.1)	30 (39.0)	52 (67.5)	2 ( 2.6)	77 (100.0)
計	30 ( 3.3)	772 (84.4)	481 (52.6)	337 (36.8)	585 (63.9)	379 (41.4)	644 (70.4)	17 ( 1.9)	915 (100.0)

表63 職場適応に関する助言、提言の受け入れ、事業所・職場の種類別

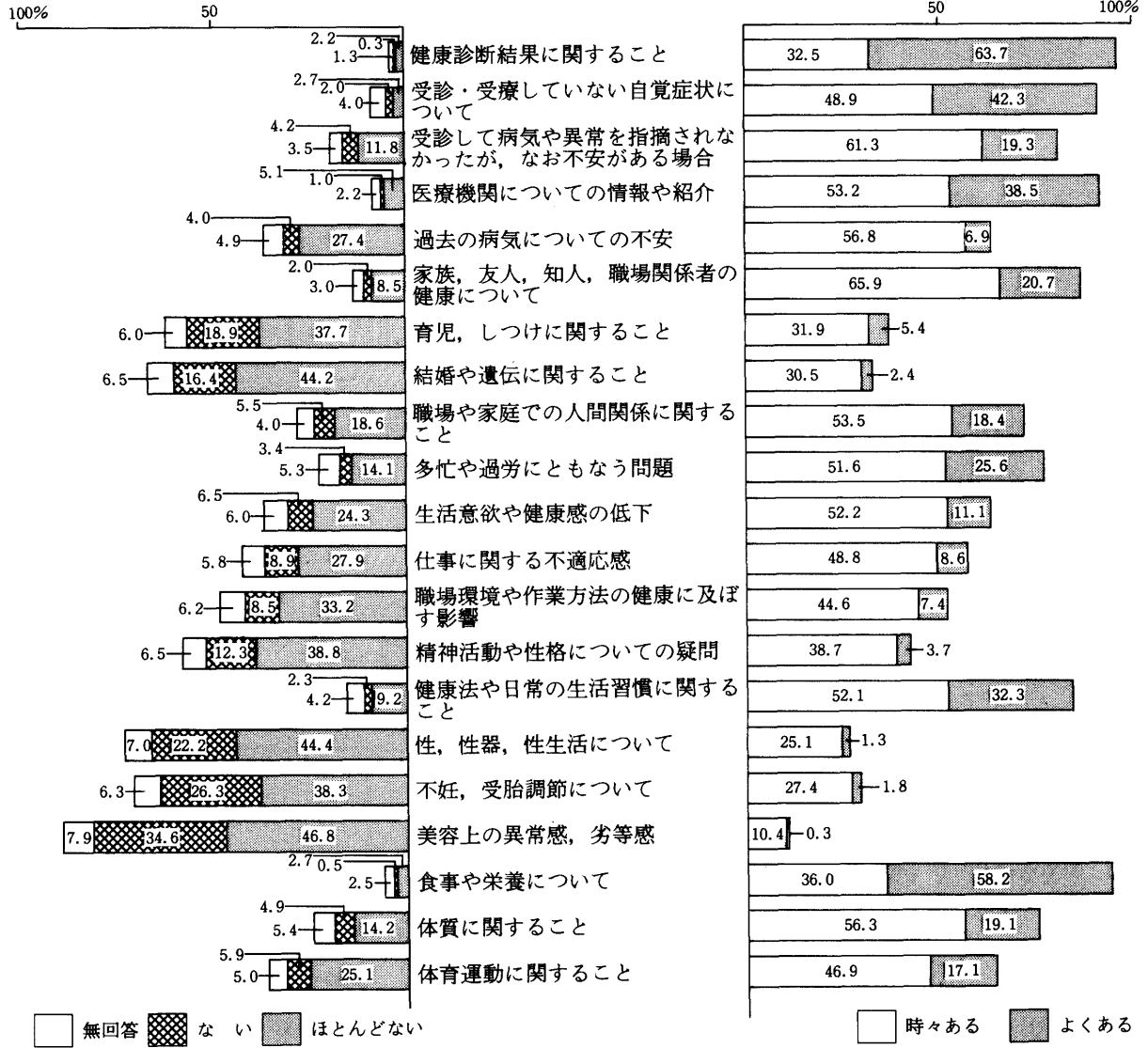
	大いに尊重 されている	どちらかと いうと尊重 されている	どちらかと いうと尊重 されていない	ほとんど尊 重されてい ない	相談をうけ たり、助言 すること はない	無 回 答	計
企 業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	16 (18.2)	36 (40.9)	2 (2.3)	1 (1.1)	30 (34.1)	3 (3.4)	88 (100.0)
企 業・単一健保 (健康管理室など)	87 (30.5)	118 (41.4)	13 (4.6)	3 (1.1)	59 (20.7)	5 (1.8)	285 (100.0)
企 業・単一健保 (産業保健を主とす る診療所・医務室)	36 (23.7)	66 (43.4)	6 (3.9)	1 (0.7)	38 (25.0)	5 (3.3)	152 (100.0)
企 業・単一健保 (診療活動を主とす る診療所・医務室)	10 (9.5)	35 (33.3)	5 (4.8)	0 (0.0)	48 (45.7)	7 (6.7)	105 (100.0)
企 業・単一健保 (総務・人事部(課))	19 (26.8)	27 (38.0)	4 (5.6)	1 (1.4)	20 (28.2)	0 (0.0)	71 (100.0)
総 合 健 保	8 (12.9)	26 (41.9)	2 (3.2)	0 (0.0)	25 (40.3)	1 (1.6)	62 (100.0)
官 公 庁	8 (9.5)	34 (40.5)	2 (2.4)	1 (1.2)	36 (42.9)	3 (3.6)	84 (100.0)
その他及び無回答	13 (16.7)	40 (51.3)	4 (5.1)	0 (0.0)	20 (25.6)	1 (1.3)	78 (100.0)
計	197 (21.3)	382 (41.3)	38 (4.1)	7 (0.8)	276 (29.8)	25 (2.7)	925 (100.0)

図1 病気を持った従業員から相談される内容



注：％は「本人からの相談に応じる」又は「連絡をとって面接にを行う」と回答した844ケースに対する比率

図2 特に異常が認められない従業員から相談される内容



注：％は「本人からの相談に応じている」と回答した914ケースに対する比率



表64 職場巡視の内容（複数回答）、事業所・職場の種類別

	作業環境の観察 (温熱, 照度, 騒音, 有害物など)	環境測定の実施	作業態様 (作業方法, 姿勢, 休憩のとり方などの観察と指導)	保護具の着用状況のチェックと指導	健康上問題のある従業員の業務内容や適応状況の把握	その他	看護職による職場巡視はない	回答者数
企業・単一健保 (健康管理センター又は病院)	43 (49.4)	10 (11.5)	40 (46.0)	18 (20.7)	54 (62.1)	11 (12.6)	25 (28.7)	87 (100.0)
企業・単一健保 (健康管理室など)	162 (58.1)	37 (13.3)	137 (49.1)	81 (29.0)	207 (74.2)	15 (5.4)	52 (18.6)	279 (100.0)
企業・単一健保 (産業保健を主とする診療所・医務室)	73 (48.3)	12 (7.9)	51 (33.8)	28 (18.5)	91 (60.3)	17 (11.3)	43 (28.5)	151 (100.0)
企業・単一健保 (診療活動を主とする診療所・医務室)	24 (23.8)	2 (2.0)	17 (16.8)	10 (9.9)	42 (41.6)	9 (8.9)	55 (54.5)	101 (100.0)
企業・単一健保 (総務・人事部(課))	34 (48.6)	11 (15.7)	26 (37.1)	13 (18.6)	50 (71.4)	11 (15.7)	8 (11.4)	70 (100.0)
総合健保	13 (22.4)	2 (3.4)	15 (25.9)	7 (12.1)	25 (43.1)	3 (5.2)	27 (46.6)	58 (100.0)
官公庁	22 (28.6)	5 (6.5)	10 (13.0)	8 (10.4)	32 (41.6)	8 (10.4)	35 (45.5)	77 (100.0)
その他及び無回答	28 (36.4)	3 (3.9)	22 (28.6)	13 (16.9)	47 (61.0)	7 (9.1)	21 (27.3)	77 (100.0)
計	399 (44.3)	82 (9.1)	318 (35.3)	178 (19.8)	548 (60.9)	81 (9.0)	266 (29.6)	900 (100.0)

表65 職場巡視の内容（複数回答）、従業員の主な仕事別

	作業環境の観察 (温熱, 照度, 騒音, 有害物など)	環境測定の実施	作業態様 (作業方法, 姿勢, 休憩のとり方などの観察と指導)	保護具の着用状況のチェックと指導	健康上問題のある従業員の業務内容や適応状況の把握	その他	看護職による職場巡視はない	回答者数
専門的技術的職業	53 (45.3)	15 (12.8)	35 (29.9)	21 (17.9)	77 (65.8)	13 (11.1)	25 (21.4)	117 (100.0)
事務	52 (45.2)	13 (11.3)	43 (37.4)	9 (7.8)	66 (57.4)	6 (5.2)	38 (33.0)	115 (100.0)
販売	19 (35.2)	1 (1.9)	19 (35.2)	1 (1.9)	35 (64.8)	2 (3.7)	16 (29.6)	54 (100.0)
運輸・通信	27 (51.9)	7 (13.5)	18 (34.6)	8 (15.4)	37 (71.2)	7 (13.5)	10 (19.2)	52 (100.0)
技能工・生産工程作業	124 (52.3)	23 (9.7)	109 (46.0)	93 (39.2)	145 (61.2)	19 (8.0)	69 (29.1)	237 (100.0)
サービス職業	11 (61.1)	3 (16.7)	7 (38.9)	2 (11.1)	10 (55.6)	2 (11.1)	5 (27.8)	18 (100.0)
その他	6 (27.3)	1 (4.5)	4 (18.2)	0 (0.0)	12 (54.5)	2 (9.1)	10 (45.5)	22 (100.0)
無回答	107 (37.5)	19 (6.7)	83 (29.1)	44 (15.4)	166 (58.2)	30 (10.5)	93 (32.6)	285 (100.0)
計	399 (44.3)	82 (9.1)	318 (35.3)	178 (19.8)	548 (60.9)	81 (9.0)	266 (29.6)	900 (100.0)

表66 作業環境・作業条件改善の提言の受け入れ、事業所・職場の種類別

	提言したことはない	提言したが改善されなかった	提言し、改善された	改善されたものとされないものがある	無回答	計
企業・単一健保 (健康管理センター 又は病院)	39 (44.3)	6 (6.8)	29 (33.0)	7 (8.0)	7 (8.0)	88 (100.0)
企業・単一健保 (健康管理室など)	123 (43.2)	13 (4.6)	104 (36.5)	27 (9.5)	18 (6.3)	285 (100.0)
企業・単一健保 (産業保健を主とする 診療所・医務室)	77 (50.7)	11 (7.2)	43 (28.3)	11 (7.2)	10 (6.6)	152 (100.0)
企業・単一健保 (診療活動を主とする 診療所・医務室)	67 (63.8)	8 (7.6)	21 (20.0)	4 (3.8)	5 (4.8)	105 (100.0)
企業・単一健保 (総務・人事部(課))	36 (50.7)	5 (7.0)	18 (25.4)	5 (7.0)	7 (9.9)	71 (100.0)
総合健保	41 (66.1)	2 (3.2)	11 (17.7)	4 (6.5)	4 (6.5)	62 (100.0)
官公庁	48 (57.1)	3 (3.6)	20 (23.8)	4 (4.8)	9 (10.7)	84 (100.0)
その他及び無回答	40 (51.3)	4 (5.1)	20 (25.6)	6 (7.7)	8 (10.3)	78 (100.0)
計	471 (50.9)	52 (5.6)	266 (28.8)	68 (7.4)	68 (7.4)	925 (100.0)

### 〈作業環境、作業条件の改善についての看護職からの提言の内容〉

先にみたように、作業環境、作業条件の改善について看護職から提言し、「改善された」とする回答は334である。改善された内容を自由記述の回答からみてみると、大きく分けて、①作業環境に関する事、②作業態様とそれに関連すること、③危険・有害物に関する事、④健康上問題のある従業員の就労に関する事、⑤環境衛生及び職場生活に関する事に分けられる。⑤については、設問の趣旨からみてあえてあげなかった者もあると考えられるので、これを除く①から④について言えば、①が圧倒的に多く、次に②が多く、③と④は少ない。

①作業環境に関する事としては、最も多いのが照度、照明、採光に関する事であり、次いで換気、集塵に関する事、3番目に騒音に関する事、4番目は温度、湿度に関する事が多くあげられている。その他回答数は少ないが、作業上危険箇所(すべりやすいなど)の改善、アスベスト天井の被覆などがあげられている。

②作業態様とそれに関連することとしては、最も多いのは、作業姿勢に関連した椅子、机、作業台、カウンターなどの高さの調節である。その他、休憩のとり方の改善と休憩室の整備、(連続)作業時間の短縮、作業前や途中の体操の実施、作業者のローテーション、工具の改善などがあげられている。腰痛、頸肩腕症、腱鞘炎など予防のための作業方法・手順・工程の改善についても記されているが、回答数は少ない。

特にVDT作業を取りあげ、その作業態様などを問題にする回答が多く、ワープロ専用機・

椅子の採用，ブラウン管の光の反射を避けること，照明の改善，V D T作業基準の作成，V D T体操の導入，V D T作業者の健康チェックと配置転換などがあげられている。

③危険・有害物に関することとしては，排気・集塵の強化，保護具の使用，保護具の払出し手続きの変更（気軽に使えるように），使用有害物の変更（害の少ないものに），有害物質使用量の記録，有害物の表示，有害物とり扱い方法の改善，危険物の排除，安全通路帯の表示などがあげられている。

特に有機溶剤業務をとりあげた提言が多く，使用溶剤の変更，作業方法の改善，手洗場の設置，保護クリームの使用，貧血者の有機溶剤作業場からの配置転換などがあげられている。

④健康上問題のある従業員の就労に関しては，配置転換や業務内容の変更がほとんどで，メンタルな面で問題のある人の配置転換，妊婦や腰痛症の人を立作業から座作業に変更，慢性疾患で職場復帰した人や頸肩腕症候の出ている人の業務内容の変更などがあげられている。また高齢で疾病のある人の配置換えをとりやめてもらった（新しい職場への適応困難），下肢関節障害者のために洋便座をとりつけた，車椅子の従業員採用に際し，トイレ，出入口，通路，机の高さなどを改善したなどがあげられている。

⑤そのほか従業員の健康に影響する職場の環境衛生に関すること（トイレ，ごみ捨て場，炊事場，水道，排水，休養室や当直室の夜具などの衛生），喫煙や食事など職場の生活に関すること（禁煙運動の実施，喫煙コーナーの設置，禁煙タイムの実施，ジュース自動販売機撤去とインスタント食品販売停止，交替制職場や残業時の食事時間の改善，給食内容の改善）などがとりあげられている。

「提言したが改善されなかった」とする回答は120あったが，その内容は上記の改善された内容と類似している。ただ改善されなかった理由に言及している回答もあったので，次に列挙しておく。「腰痛問題をとりあげ改善策を出そうとしたが，職業病認定者が出ることを恐れ拒否された」，「粉塵の排気不十分のため性能の高い換気扇に取り換えを希望したが，コストの関係上不可」，「紙粉塵について，薬品の使用が少なく無害とのことで改善されなかった」，「換気扇のとりつけを提言したが，貸ビルのため不能」，「V D T体操を提言したが，無意味でないかと検討中」，「V D T作業者の作業条件について話し合ったが，社の都合が優先」，「中高者が若い人と同じ仕事をさせられ，腰や肩の痛みを訴えることについて問題提起したが，年だからと逃げられてしまう」，「健康状態，作業環境把握のための職場巡視さえ受け入れられなかった」などである。